

熊谷市農業委員会
第6回総会議事録

令和7年1月28日(火)

熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第6回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和7年1月28日(火)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和7年1月28日(火)午後3時50分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター2階大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 44名
- (2) 欠席数 3名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	塚田 修	11	出	戸森 貫一
2	出	笛木 清	12	出	森田 豊
3	出	栗原 一森	13	出	千葉 義浩
4	出	坂本 三郎	14	出	関口 裕美
5	出	田中 輝久	15	出	権田 久男
6	欠	菊地 修一郎	16	出	夏目 亮一
7	出	吉田 正己	17	出	関根 一三
8	出	福田 和行	18	出	金井 和夫
9	出	西田 茂夫	19	出	大島 正
10	出	水野 薫			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	中嶋 儀臣	1 5	出	笠原 猛
2	出	根岸 勇	1 6	出	小林 言孝
3	出	名野 博明	1 7	出	水野 照夫
4	出	伊藤 由行	1 8	出	小崎 信明
5	出	高橋 文雄	1 9	出	門叶 和男
6	出	中村 安浩	2 0	出	長谷川 隼男
7	欠	稲村 文男	2 1	出	村山 努
8	出	井瀬 伝栄	2 2	出	青木 大輔
9	出	東 幸好	2 3	出	川田 雄一
1 0	出	漆原 秋夫	2 4	出	原田 知子
1 1	欠	栗原 加津男	2 5	出	若山 美奈子
1 2	出	中島 正樹	2 6	出	中川 登美夫
1 3	出	石平 伸一	2 7	出	林 和弥
1 4	出	小澤 好則	2 8	出	茂木 秀孝

4 議 事

(1) 議 案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画(案)に対する意見について
- 議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者の認定について

(2) 報 告

- 報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告事項(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告事項(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)
- 報告事項(5) 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満農業用施設)

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 夏目 亮一

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第6回総会を開会いたします。</p> <p>それでは、はじめに夏目会長より、御挨拶をいただきます。</p>
夏目会長	(夏目会長挨拶)
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以降、進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、夏目会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の出席は、農業委員は19名中18名であります。また、農地利用最適化推進委員については28名中26名でございます。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p>
	(議長一任の声あり)
	<p>議長一任の声がありました。</p> <p>それでは、議事録署名委員につきましては、</p> <p>11番 戸森委員、</p> <p>12番 森田委員 をお願いいたします。</p>
	<p>また、書記には事務局職員を指名します。</p>
	<p>それでは議事に入ります。本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (一時転用)</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p>

議 長	<p>議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について</p> <p>議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による地域計画(案)に対する意見について</p> <p>議案第 8 号 相続税の納税猶予に関する適格者の認定について</p> <p>以上、8 議案です。よろしく御審議願います。</p> <p>各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>本日、新規就農の方がお見えになっている案件がございますので、先に議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画についてを上程したいと思いますが御異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。議案書 9 頁から 32 頁、議案書資料 4 頁から 8 頁を御覧ください。申請件数は 149 件、326 筆、343, 836. 12 m²です。内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。</p> <p>今回の計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上、御審議の程、よろしく願います。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございませんでした。</p>
議 長	<p>それでは最初に、新規就農の方がお見えになっていますので議案番号 1109 及び 1118 から 1123 までを先に審議いたします。申請人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏の入室を認めます。</p> <p>(申請人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏 入室)</p> <p>本日は、お忙しいところ大変御苦勞様です。新たに農業経営を行い</p>

議長	たいとのことですが、営農計画などについて説明をお願いします。
	(申請人 ○○○○○○○○○氏 説明)
申請人	○○○○と申します。よろしく申し上げます。○○○○年に仕事の関係で農家を回った時に、高齢者が多く田んぼを持って余している方が多いと感じ、自身でできないかと思ったことが就農動機です。経験ですが、○年前から○○の○○○○○○○氏のところで○○○を学んでいます。労働力は○○で、○○○○○○○の仕事と一緒にうまくやっていきたいと思っています。耕作面積は、今回の申請と合わせて他に○○○を借りる予定としています。また、作付は○○を中心に考えています。農機具については、現在は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○状況ですが、今後、○○している会社から○○○○○○○○○○を考えています。次に作付計画は資料のとおりです。今後の目標については、○年後くらいまでに現在の結果を見て考えていきたいが、○○を中心に○○○くらい営農しながら、○○などの栽培も考えて行ければと思います。
議長	どうもありがとうございました。それでは申請人の営農計画等について質疑等ございましたらお願いします。質疑等ございませんか。
根岸委員	2点質問します。まず、現在の営農場所はどこになりますか。
申請人	○○地区になります。
根岸委員	そこを中心として今後○○○まで広げていきたいということでしょうか。
申請人	そうです。
根岸委員	住まいが○○になっているが、○年前から通っている経験から問題ないと判断しているということでしょうか。
申請人	そうです。
西田委員	営農計画書の基本装備は○○○○○○○とあるが、だれから借りているのですか。
申請人	○○栽培を教えてもらっている○○○○○○○氏です。
西田委員	○○○氏は離農しているのですか。
申請人	現役の農家です。

森田委員	<p>営農計画書に○の生産量の記載がないのですが理由を教えてください。</p>
申請人	<p>○は今秋から作付を予定しているので空欄となりました。</p>
議長	<p>他に質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>他に質疑、意見等もないようです。本日は大変御苦勞様でした。申請人の方は退室をお願いいたします。</p> <p>(申請人 ○○○○○○○○○氏 退室)</p> <p>面談した委員から何か御意見がありましたらお願いします。</p>
水野薫委員	<p>○○○○氏は○○歳と若く、今後、規模拡大を目指しています。問題なく就農できるのではないかと考えています。</p>
議長	<p>それでは本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第5号における議案番号1109及び1118から1123までについて、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>続いて、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。</p> <p>議案番号1098及び1099については、借受人が○○委員でありますので、○○委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(○○委員 退席)</p> <p>それでは、議案番号1098及び1099について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>

議 長

(なしの声)

特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第5号における議案番号1098及び1099について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。

(〇〇委員 入室)

続いて、議事参与の制限に係る案件がございますので、別に審議いたします。

議案番号1112については、借受人が〇〇委員の〇〇〇でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。

(〇〇委員 退席)

それでは、議案番号1112について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第5号における議案番号1112について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。

(〇〇委員 入室)

続いて、議事参与の制限に係る案件がございますので、別に審議いたします。

議案番号1116については、借受人が〇〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。

議 長

(○○○委員 退席)

それでは、議案番号1116について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第5号における議案番号1116について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。○○委員は、入室をしてください。

(○○○委員 入室)

続きまして、ただいま審議いたしました新規就農及び議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第5号における議案番号1098、1099、1109、1112、1116、1118から1123まで以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見についても、新規就農の方がお見えになっている案件がございますので、先に審議をしたいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第1

議 長	9条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>説明に入る前に議案書の訂正がございます。議案書44頁を御覧ください。議案番号182、183、185の3件につきましては、すでに中間管理による申請が行われ、承認済みの案件となっておりますので削除をお願いいたします。続きまして、議案書76頁を御覧ください。議案番号697までとなっておりますが、議案を追加させていただきたく差し替えをお願いいたします。差し替えはお手元の黄色の封筒の中のA4版2枚ホチキス止めの資料、頁数が76と76-2と振ってあるものになります。議案番号697の下に議案番号698から703までの6件が追加になります。従いまして、議案書資料9頁につきましても集計面積が異なりますので、本日配付いたしました黄色の封筒の中の議案第6号に関する議案書資料と差し替えをお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。</p> <p>議案書の33頁から75頁までと差し替えとなりました議案書76頁及び76-2頁、議案書資料及び本日、新規就農者に関する案件がございますので、同封筒の中にごございます営農計画書を御覧ください。</p> <p>議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について、説明いたします。</p> <p>議案内容に入る前に3点ほどお話させていただきたいと思います。</p> <p>一つ目は、皆様にも既に御承知いただいているところですが、令和7年3月31日をもちまして利用権設定等促進事業、いわゆる利用権での貸借が廃止され、令和7年4月1日からの農地の貸し借りは農地中間管理事業にほぼ統合されます。</p> <p>そのため、今までは市内17地区に限り農地中間管理事業での貸し借りを行ってきましたが、4月1日付けの貸借からは、市街化区域の農地を除く市内全農地の貸借を農地中間管理事業で扱うこととなります。</p> <p>続いて2点目は農地貸借に関する認可についてです。従前は農地所有者から農地中間管理機構への農地貸し付けは農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画によって熊谷市が認可公告を行い、耕作者の機構からの借り受けのみを農用地利用集積等促進計画により埼玉県が認可公告しておりました。これが令和7年4月1日付けの貸借からは農地所有者からの機構への貸し付け、耕作者の機構からの借り受けの両方を農用地利用集積等促進計画として埼玉県が認可公告することになります。</p> <p>それに伴い、3点目ですが、促進計画の様式も変更されました。改めて議案書33頁を御覧ください。大きな変更は、今までの促進計画には記載がなかった農地所有者が、表の一番左の欄「右の土地について農地中間管理機構に農地中間管理権の設定を行う者」として記載さ</p>

<p>議 長</p>	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p> <p>続きまして、ただいま審議いたしました新規就農及び議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第6号における議案番号182、183、185から187まで、327から330まで及び692から697まで以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書は1頁から、議案書資料についても1頁から御覧ください。まず、議案書の訂正をお願いいたします。議案書の2頁の議案番号3、4及び議案書の3頁の議案番号7の経営面積ですが、いずれも〇〇〇〇〇〇と記載されておりますが、正しくは〇〇〇〇〇〇〇となります。大変申し訳ありませんでした。</p> <p>また、お手元の議案書資料につきまして議案書資料作成後の調査により、1頁にあります、番号1の第1号の箇所が空欄となっておりますが、「該当」と、2頁にあります番号5及び6の第1号の箇所についても空欄となっておりますが、いずれも「非該当」とそれぞれ御記載ください。</p> <p>それでは、概要の説明に移ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、全8件となります。取引額、現地確認等は議案書資料に記載してあるとおりです。</p> <p>議案番号1について補足いたします。譲受人の経営する農地は概ね適正に管理されているものの、一部農地に〇〇〇平方メートルを超える規模の〇〇〇〇〇が存在する状況となっているため、事務局では農</p>

事務局	<p>地法第3条第2項第1号に該当し、許可の要件を満たさないと判断しております。</p> <p>全体の説明に戻ります。議案番号3及び4並びに5及び6は、同一の農地となっておりますが、譲渡人2名の共有となっております、申請が別々に出てきたことから議案番号が分かれています。</p> <p>議案番号2から8までにつきましては7案件とも譲受人の経営する農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと見込まれます。</p> <p>説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございませんでした。</p>
議長	<p>それでは、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。</p> <p>議案番号1については、譲受人が〇〇委員の〇〇〇でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは、議案番号1について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
根岸委員	<p>第1号に該当するとのことで許可の要件を満たさないと説明があったが、こうした案件はそもそも審議をしなくてもよいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>申請が行われ、取下げがない以上は審査の対象となります。その審査の中で、許可要件を満たしていないことを確認いただき許可権者として許可、不許可を決定いただくこととなります。</p>
塚田委員	<p>同じような事例で違反が改善されずずっと許可が下りない事例もあります。不公平の無いように取り扱ってほしいです。</p>
事務局	<p>もちろんです。今回につきましては、3条の規定を満たしているか否かを御判断いただき、不許可となった場合、不許可事由の是正について指導を行ってまいります。</p>
森田委員	<p>〇〇は取り壊せないのですか。</p>
事務局	<p>仮設の〇〇のような簡易なものではないので取り壊しも時間がか</p>

事務局	かると思います。
議長	<p>他に質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号における議案番号1について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>挙手なしです。よって、本案については、不許可とすべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p> <p>続きまして議案番号3から7までについては、〇〇〇が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは、議案番号3から7までについて、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号における議案番号3から7までについて、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p> <p>続きまして、議案番号2及び8について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>

議 長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の議案番号2及び8について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については原案のとおり許可すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書は4頁から5頁、議案書資料は3頁を御覧ください。</p> <p>御説明にあたり、議案番号2につきまして、この後御審議いただきます議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請と密接に関連するため、別途の説明にさせていただければと存じます。</p> <p>それでは説明に移ります。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請については、後ほど御審議いただく議案番号2を除き全4件となります。内訳としましては、「自己用住宅」が3件、「資材置場」が1件となります。農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございませんでした。</p>
議 長	<p>議案番号2については、事務局説明のとおり、議案第3号の案件と密接に関連することから後程別に審議することといたします。また、議事参与制限に係る案件がありますので先に審議いたします。議案番号4につきましては、〇〇〇が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは、議案番号4について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第2号における議案番号4について、本案を許可相当とするに賛</p>

議 長	<p>成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p> <p>それでは、議案番号2及び4以外の案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請における、議案番号2及び4以外の案件について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>続きまして、議案番号2について審議いたします。改めて事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書は4頁、議案書資料は3頁を御覧ください。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の議案番号2は、「自己用住宅」を目的とした申請となります。</p> <p>本申請地は一度、自己用住宅を目的として〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で農地法第5条許可を取得したところですが、当初の許可取得者が〇〇〇〇〇〇〇〇〇等に対応する必要に迫られ、住宅を建築しないままとなっておりました。今回、この土地で自己用住宅を建築したいという承継者が現れたため、改めて新しい申請人を譲受人とする新規の農地法第5条許可申請及び、前回の同法許可申請の計画変更を申請されたものです。説明は以上となります。御審議の程、よろしく願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございませんでした。</p>

議 長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第2号における議案番号2について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程しますが、事務局から追加の説明はありますか。</p>
事務局	<p>議案書6頁を御覧ください。追加の説明は特にございません。</p>
議 長	<p>本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございませんでした。</p>
議 長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書は7頁及び8頁を御覧ください。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請(一時転用)については全6件となります。内訳としましては、「仮設工事用地」が3件、「農地改良」が3件です。</p>

塚田委員	なことはないのでしょうか。
事務局	〇〇〇〇、3条申請を審議した際にすでに議論されて許可が下りています。また、取得した農地の一部にすでに〇が植えられています、境界からはかなり離れて植えられている印象です。
塚田委員	〇〇〇はどのくらいの高さに仕立てる予定でしょうか。
大島委員	〇〇の3条許可に関する聞き取りの際には、〇〇ほどと言っていました。
塚田委員	低く仕立てる、と言っているにもかかわらず成長するままになっている事例もあるので、地元の委員としてきちんと確認をするために質問しました。
大島委員	申請人は7月の聞き取りの際に、〇〇〇は行わない、と間違いなく発言しており、〇〇〇〇も行わないうちにこうした農地改良の申請が出てくることは違和感があります。申請人は何と言っていましたか。
事務局	〇〇の聞き取りの際に確かに〇〇〇はしない旨の発言は申請人、代理人共にしております。しかしながら、本申請においては、そんなことは言っていない、とのことで態度を翻したものとなっております。しかし、農地法においては、状況が変わったとのことであれば、場合によっては許容せざるを得ないものと思います。
関根委員	搬入される土についてその品質のチェックはどのように行われるのでしょうか。
事務局	搬入前には、農地改良の申請に添付されている計量証明書が、搬入後には環境推進課が行う土砂条例に基づく現地における確認があり、搬入前、搬入後それぞれのチェック機能を果たしています。
議 長	暫時休憩します。 (暫時休憩)
議 長	休憩中の会議を再開します。質疑、意見等ございませんか。
森田委員	転用期間が〇〇〇とあるが元に戻るといえるのでしょうか。
事務局	農地改良期間中は農地として利用できないため、一時的な転用期間となりますが、目的が農地改良となっているため、申請にあるような耕作土を搬入した形で完成となります。

<p>議 長</p>	<p>他に質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第7号、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画(案)に対する意見についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第7号について説明をさせていただきます。お手元の議案書77頁から168頁を御覧ください。78頁の本店大幡地区から順番に各地区の計画案を示させていただいております。</p> <p>説明に入る前に1点修正をさせていただきます。議案書102頁の項目4、地域内の農業を担う者一覧の32番、〇〇〇〇さんの漢字に誤りがありました。「〇〇〇〇」の〇〇の字が〇〇〇〇になっておりますが、〇〇〇〇の字が正しい表記となりますので訂正をお願いします。申し訳ございません。</p> <p>さて、内容に入りますが計画案については基本的に昨年末にかけて行わせていただいた説明会の内容とほとんど同じものとなっております。ただし、全地区共通で変更点が何点かございますので御説明いたします。</p> <p>1点目が1の(1)における表中の数字が変更されております。昨年の説明会でもお伝えしておりますが、白地の農地の消込作業を行いましたので、各地区の全体の面積及び田及び畑それぞれの面積が変更されております。</p> <p>続いて2点目ですが、2の(2)、担い手に対する農用地の集積に関する目標の数字です。こちらの数字については説明会の際、項目4の担い手一覧に掲載されている方、利用者を含む全ての方の耕作面積から地区全体の面積を割った割合を出させていただいていると説明いたしました。今回入っている数字については、各地区における利用者以外の方の合計面積から全体面積を割った割合が入っています。また、将来の目標とする集積率については、令和5年12月実施の意向調査における規模拡大の意向のデータを反映しているため、現状の集積率と目標とする集積率がイコールになっていない地区が殆どかと思っております。</p>

事務局	<p>3点目は、先ほども少し触れた項目4の担い手一覧についてです。一覧に載っている担い手は認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、これ以外の耕作者である利用者という形に分類しています。現状の経営面積については、各地区における耕作面積を記載しており、その隣の10年後の経営面積については、基本的には現状の経営面積と同じ数字を記載しておりますが、規模拡大の意向のある担い手に限り、示された意向分の数字が足し込まれています。</p> <p>なお、説明会でも話したとおり、基本的に認定農業者については経営面積にかかわらず記載し、利用者については地区内で1ha以上耕作している方を記載しています。ただし、中間管理を利用し、農地を借りて耕作している方は経営面積が1haに満たない場合でも一覧に記載をしております。</p> <p>また、中間管理による貸し借りの情報は令和7年4月契約分までのものを参照しておりますが、利用権による契約については令和6年12月までのものまでしか確認が取れていません。そのため、本日の議案にて諮りました1月分及び今後行われる2月総会審議分については策定までの間に修正を加えさせていただきます。</p> <p>最後に4点目、目標地図についてです。各地区の目標地図については、担当地区ごとに机上に配布しております。各担当地区について御覧いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、冒頭お話ししたとおり、白地の農地の消込作業を行ったため、これまでの話合い等で確認いただいた地図と比較すると、農地の情報が減っているかと思えます。御確認のほどよろしくお願ひします。</p> <p>なお、この地図については、3月申請までの農地転用との整合性を図るため、若干変更が生じる可能性がありますので御承知おきくださいようお願いいたします。</p> <p>以上が昨年の説明会からの変更点となっております。各委員さんの担当地区があると思いますので、御自身の担当地区について御確認いただき、御審議をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	<p>事務局から説明のあったとおり、各地区の目標地図については、別途机上に配付しておりますので御覧いただき御審議をお願いいたします。</p> <p>それでは、本案について質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
西田委員	2点質問します。まず、話し合いの段階では、目標年度が令和16年になっていましたが、令和15年に変更となっております。この理由

西田委員	<p>について教えてください。次に2点目、今後の公告までのスケジュールを簡単でよいので教えてください。</p>
事務局	<p>目標年度につきましては、当初令和16年としておりましたが、市の基本構想と揃えるよう指導がありましたので、基本構想に準じて令和15年になったものでございます。次に公告までのスケジュールですが、2月20日ごろまでに他の機関からの意見聴取を終了し、2月末をめどに2週間の縦覧期間を設け、3月末日に公告とすることを目指しております。</p>
関根委員	<p>話し合いの際、指摘した部分が修正されていないことについて教えてください。</p>
事務局	<p>調査をしたうえで、必要な修正を加えさせていただきます。</p>
議長	<p>他に質疑、意見等ございませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
	<p>他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第7号、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画(案)に対する意見について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(挙手全員)</p>
	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p>
	<p>次に議案第8号、相続税の納税猶予に関する適格者の認定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第8号、相続税の納税猶予に関する適格者の認定について御説明いたします。議案書は169頁を御覧ください。本議案は、当該農地の相続人から相続税に係る納税猶予の適格者証明を受けるために、農業委員会に証明願が提出され、その認定をするものです。この証明は、相続税の納税猶予を受けるために税務署へ申告する際に必要となる書類となります。提出された書類、現地確認等から、本件相続人は、相続により取得した農地に係る農業経営を開始していることが確認できたため、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する要件を満たし、適格者であると認められるものと考えられます。以上、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>

議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第8号、相続税の納税猶予に関する適格者の認定について承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>以上で全議案の審議が終了いたしました。</p> <p>続きまして、報告事項(1)から(5)につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。</p> <p>以上で本日の議案、報告、全て終了いたしましたので議長の職を解かせて頂(いただ)きます。ありがとうございました。</p>
事務局次長	<p>夏目会長、ありがとうございました。</p> <p>次に次第の6、その他に移らせていただきます。</p> <p>【中間管理事業の通知について農業政策課から説明、農業委員会事務局から農地パトロールに基づく意向調査の結果について報告及び111運動の報告について依頼】</p> <p>事務局からは以上ですが、皆さまから何かありますでしょうか。</p> <p>(とくになし)</p> <p>それでは、閉会を田中会長職務代理にお願いいたします。</p>
田中職務代理	(田中職務代理挨拶)
事務局次長	ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長

内田 佳行

次長兼農政係長

佐藤 雅史

農地係長

佐藤 茂幸

主任

吉永 剛

産業振興部農業政策課職員

主査

飯田 正乃

主任

長谷河 雅司

令和7年1月28日

熊谷市農業委員会

会 長 夏 目 亮 一

署名委員 戸 森 貫 一

署名委員 森 田 豊
